

ミャンマー現地セミナー（和解・調停）

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

横 山 栄 作

東 尾 和 幸

第1 はじめに

国際協力部の教官3名は、JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトに関し、平成28年7月11日から同月13日までの間、ミャンマー連邦共和国において行われた「和解・調停等に関する現地セミナー」に参加したので、その概要を報告する。

第2 セミナー実施の背景・目的等

1 平成28年5月2日から同月6日にかけて、ミャンマー連邦最高裁判所との間で実施された知的財産裁判制度ワークショップが開催されたが、同ワークショップに参加した当研究所赤根智子所長（当時）が、訪緬の機会を捉えて同最高裁長官を表敬した。

その際、同長官から、連邦最高裁が和解・調停制度について関心を有しており、和解・調整制度についての協力依頼がなされた¹。

2 これを受けて、ミャンマー法整備支援プロジェクトの中での支援が可能か検討する前提として、ミャンマーにおける司法制度及びその運営を調査し、さらには、連邦最高裁と協議を行って、その要望を聴取することを目的として本ワークショップが計画された。

第3 セミナーの概要

1 日本側からは、当部からの出張者3名に加え、小松健太長期専門家、JICA本部の磯井美葉国際協力専門員など、連邦最高裁側の参加者は、ティンヌエソー副局長（Deputy Director General）を始めとする幹部20名であった（別添1参照）。

2 セミナーの日程は、別添2（セミナー日程）のとおりであり、日本側から、民事訴訟の基礎知識及び和解・調停制度の基礎知識に関する講義（東尾教官）、モンゴル及びネパールにおけるJICAプロジェクトの概要説明（磯井専門員）、ミャンマー側から連邦最高裁によるミャンマーにおける和解・調停制度の現状及び課題に関する発表（連邦最高裁 Assistant Director Thint Thint Htwe）が行われ、それを土台にして、民事紛争解決に向けた将来的な取組みについての協議が行われた。

3 連邦最高裁側からは、(1)民事訴訟を行うためには、非常に時間と費用がかかっており、司法アクセスしやすくするために、時間と費用を抑えることができる和解・調停

¹ 非公式には、それまでにもJICA長期専門家等に対し、依頼があったとの由。

制度を導入したいと考えていること、(2)裁判所の中に、日本と同様の民間の調停委員を置くことは困難であり、現行法の枠組みを維持して調停員の制度を導入するのであれば、研修を受けた裁判官ないし裁判所職員を宛てることを考えていること、(3)今後、民間で行われている和解・調停制度についての調査を行うなどし、かつ、パイロットコートを設置して和解・調停制度を実施したいと考えていることなど、現状と課題、将来に向けた構想などについて発表がなされた。

第4 おわりに

- 1 現時点で連邦最高裁側が考えている制度は、和解・調停の手続を独立させず、基本的には全て訴訟の中で和解・調停を行う²というもので、かつ、民事訴訟手続の一定の時点で和解・調停を試みることができるようにする³というものである。
- 2 また、今回の協議を通して、連邦最高裁が、こうした和解・調停制度を導入するにあたって、本邦研修などで日本の制度や考え方、諸外国法制との比較などについて研修を受けたいという意向であることも判明した。
- 3 連邦最高裁の意向及びミャンマーにおける民事訴訟の現状を踏まえ、今後、和解・調停制度導入に対する研修等を積極的に実施するなどの協力・支援を実施していくかにつき検討する必要がある。
- 4 和解・調停制度を円滑に運営するためには、民事訴訟における争点整理の必要性や、弁護士の理解を得て、協力関係を構築することが重要である点⁴などについても、視点を共有していくことが重要であると思われる。

また、USAID（アメリカ合衆国国際開発庁）が、民事訴訟における事件管理について支援を行っていることから、支援対象が重複しないよう、ドナー間調整についても留意しつつ、連邦最高裁との協議等を引き続き行っていく予定である。

² したがって、和解・調停で終わらせたいと思っている当事者も、いったん訴訟の手続に従って、相手方を提訴しなければならないことになる。

³ 日本では、訴訟のどの段階においても和解を試みることが可能であるが、連邦最高裁は、当事者による主張の前後など、ある特定の時点でのみ和解・調停に付すことを考えているとのこと。

⁴ ミャンマーの弁護士の中には、弁論期日に出廷した回数に、1回あたりの単価を乗じて弁護士を受け取る弁護士も少なからずいるとのことである。こうした形態で弁護士報酬を受け取っている弁護士にとっては、和解・調停制度が導入された場合、弁論期日が減少することによって弁護士報酬が減少することが見込まれることから、どのような形で、和解・調停制度に協力させるかという点も重要である。

**Discussion for Civil Litigation and Mediation/Settlement
(11-13 JULY 2016 – Park Royal Hotel, Nay Pyi Taw)**

Participants from the Supreme Court of the Union

1. Daw Tin Nwe Soe, Deputy Director General (Training/ IT/ Research)
2. Daw Khin Khin Cho, Director, International Relation and Research Department
3. Daw Thint Thint Htwe, Assistant Director, International Relation and Research Department
4. U Myo Kyaw Aung, Staff Officer, International Relation and Research Department
5. U Kyaw Swar Lin, Staff Officer, International Relation and Research Department
6. Daw Su Nanda Hlaing, Staff Officer, International Relation and Research Department
7. U Htay Aung, Assistant Director, Information Technology and Public Relation Department
8. Daw Ei Ei Khin, Deputy Director, Law and Procedure Department
9. Daw Tint Tint Htay, Assistant Director, Law and Procedure Department
10. Daw Marlar Htut, Assistant Director, Law and Procedure Department
11. U Min Thant, Staff Officer, Law and Procedure Department
12. Daw Thi Thi Oo, Deputy Director, Training Department
13. U Moe Kyaw, Assistant Director, Training Department
14. U Kyi Min Soe, Assistant Director, Writ Department
15. Daw Aye Aye Than, Deputy Director, Civil Justice Department
16. Daw Nhin KathyWin, Assistant Director, Civil Justice Department
17. Daw Hlaing Hlaing Wai, Assistant Director, Lawyer and Inspectorate Department
18. Daw Soe Nyan, Deputy Director, Criminal Justice Department
19. U Ye Lwin, Assistant Director, Criminal Justice Department
20. Daw Phyu Phyu Thaw, Staff Officer, Criminal Justice Department



Discussion for Civil Litigation and Settlement/Mediation



Date: 11-13 July 2016

Venue: Park Royal Hotel

Program:

Day 1 (11 July)

- 9:15 Registration
- 9:30 - 9:40 Opening Remarks by SCU
- 9:40 - 9:50 Opening Remarks by MOJ of Japan
- 9:50 - 10:10 Coffee break

10:10 - 12:30 Session 1

“Fundamentals of Civil Litigation”

- Presentation by Mr. Higashio (MOJ of Japan)
- Q&A

12:30 - 14:00 Lunch

14:00 - 16:30 Session 2 (20 minutes Coffee break)

“Basic Knowledge on Settlement and Mediation”

- Presentation by Mr. Higashio (MOJ of Japan)
- Q&A

Day 2 (12 July)

9:30 - 10:00 Registration/Coffee Break

10:00 - 11:00 Session 3

“Current Legal Structure for Mediation and Settlement in Myanmar and current practice of them and challenges”

- Presentation by SCU
- Q&A

11:00 - 12:30 Session 4

“Introduction of JICA’s cooperation for establishing Settlement/Mediation system in Mongolia and Nepal”

- Presentation by Ms. Isoi, Senior Advisor (JICA HQs)
- Q&A

12:30 - 14:00 Lunch

14:00 - 16:30 Session 5 (20 minutes Coffee break)

“Future cooperation on improvement of civil disputes resolution”

- Discussion

Day 3 (13 July)

9:30 - 10:00 Registration/Coffee Break

10:00 - 12:20 Session 5 (continued)

“Future cooperation on improvement of civil disputes resolution”

- Discussion

12:20 - 12:30 Closing Remarks by SCU

12:30 - 12:40 Closing Remarks by MOJ of Japan

12:40 - 13:30 Lunch